

令和5年度

秋田地方最低賃金審議会

秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会

議事次第及び資料項目

令和5年8月23日（水曜日）

秋田県教育会館 会議室（3階）

次 第

1 開 会

2 議 題

- （1）特別小委員会委員長及び委員長代理の選出について
- （2）「既設4特定最低賃金」の改正の必要性の有無について
- （3）その他

資 料

- 1 令和5年度秋田地方最低賃金審議会「秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会」委員名簿
- 2 秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金に関する特別小委員会運営要領
- 3 秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金の取扱に関する覚書
- 4 全国の特定最低賃金決定状況（秋田県で決定されている特定最低賃金）

令和5年度 秋田地方最低賃金審議会
秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会委員名簿

* 50音順

区分	氏名	現職
公益代表	いとう しんいち 伊藤 慎一	秋田大学 准教授
	うすき ともあき 臼木 智昭	秋田大学 教授
	ほりい じゅん 堀井 潤	特定社会保険労務士
労働者代表	いのうえ まさかつ 井上 正克	UAゼンセン 秋田県支部長
	ごとう まさふみ 後藤 正文	JAM秋田 事務局長
	さとう しんゆき 佐藤 伸幸	連合秋田 組織部長
使用者代表	おの ひでと 小野 秀人	(一社)秋田県経営者協会 専務理事
	さかいだ みき 境田 未希	(株)境田商事 取締役
	ときた ゆうじ 時田 祐司	時田電機工業(株) 代表取締役社長

秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金 に関する特別小委員会運営要領

(昭和62年4月14日審議会決定)

(平成元年5月15日 一部改正)

(平成6年5月12日 一部改正)

(平成20年7月7日 一部改正)

- 1 秋田地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定に基づき、「秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金に関する特別小委員会」(以下「特別小委員会」という。)を設ける。
- 2 特別小委員会は、秋田地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の議決に基づき、最低賃金法第15条による特定最低賃金の決定等の必要性の有無について、調査審議を行うものとする。
- 3 特別小委員会は、公益を代表する委員、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員各3人をもって構成する。
各委員は、審議会の議決により会長が指名する。
- 4 (1) 公益を代表する委員のうち一人は、委員の互選により特別小委員長となり、会議を招集する。

(2) 特別小委員長に事故あるときは、あらかじめ上記(1)の例により互選されたものが特別小委員長の職務を代理する。
- 5 特別小委員会において委員が発言する場合には、特別小委員長の許可を得るものとする。
- 6 特別小委員会において調査審議した事項については、その結果を速やかに審議会に報告するものとする。
- 7 委員が欠席する場合は、その旨を事前に特別小委員長に報告するものとする。
- 8 この要領に定めのないものについては、特別小委員長が必要に応じ本小委員会に諮ったうえ定めるものとする。

付 則

この運営要領は昭和62年4月14日から施行する。

この改正要領は平成元年5月15日から施行する。

この改正要領は平成6年5月12日から施行する。

この改正要領は平成20年7月7日から施行する。

秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金の取扱いに関する覚書

- 1 特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより秋田県最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めたものについて設定することを基本としていることから、特定最低賃金の決定、改正又は廃止(以下「特定最低賃金の決定等」という。)の申出者は、その意向表明後速やかに、次により関係労使当事者間で意思疎通を図るものとする。
 - (1) 意思疎通は、通知または話し合いで行うものとする。
 - (2) 関係労使当事者間の範囲は、労働協約締結当事者と当該特定最低賃金の決定等を行おうとする産業に直接関係する秋田県内の労使団体とする。
- 2 特定最低賃金の決定等の必要性審議は、「秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金に関する特別小委員会」において審議するものとする。
- 3 特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより設定されており、労働組合員以外の労働者にもその適用が及ぶなど団体交渉の補完的な役割も果たしていることから、特定最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議においても可能な限り全会一致に向けて努力するものとする。
- 4 特定最低賃金が設定されている産業の使用者団体及び労働組合は、特定最低賃金の決定等がなされたときは、周知・履行確保を図るため、それぞれの広報誌等に掲載する等の方法により積極的に周知・履行確保に努めるものとする。
- 5 関係労使とも労働協約ケースによる申出について努力するものとする。
- 6 適用労働者数の要件については、「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」(平成14年12月6日中央最低賃金審議会了承)で、「原則として1,000人程度を基準とする」とされているが、「秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金」については、将来性を勘案し「900人以上」をもって要件とする。
- 7 秋田地方最低賃金審議会の事務局は、特定最低賃金の決定等の意向表明がなされたときは、秋田地方最低賃金審議会委員及び意向表明を行った申出者に書面で適用労働者数を通知するものとする。

平成15年7月4日施行

平成29年7月5日一部改正

全国の特定最低賃金(産業別)最低賃金決定状況(秋田県特定最低賃金関係)

非鉄金属製造業関係最低賃金決定状況

令和5年3月31日現在

都道府県名	時間額	発効日
秋田	933	令和4年12月25日
福島	912	令和5年1月1日
埼玉	1,006	令和4年12月1日
神奈川	821	平成22年12月20日
富山	781	平成27年12月26日
静岡	979	令和4年12月21日
三重	970	令和4年12月21日
大阪	993	令和3年12月1日
山口	1,024	令和4年12月15日
大分	965	令和4年12月25日

* 神奈川、富山、大阪は、地域別最低賃金が適用

電気機械器具等製造業関係最低賃金決定状況

令和5年3月31日現在

都道府県名	時間額	発効日
北海道	955	令和4年12月1日
青森	888	令和4年12月21日
岩手	877	令和4年12月31日
宮城	919	令和4年12月15日
秋田	891	令和4年12月25日
山形	903	令和4年12月25日
福島	880	令和4年12月30日
茨城	961	令和4年12月31日
栃木	971	令和4年12月31日
群馬	965	令和4年12月29日
埼玉	1,013	令和4年12月1日
千葉	1,013	令和4年12月25日
東京	829	平成22年12月31日
神奈川	890	平成27年3月1日
新潟	965	令和4年12月28日
富山	910	令和4年12月22日
石川	923	令和4年12月31日
福井	857	令和元年12月24日
山梨	959	令和4年12月30日
長野	945	令和4年12月14日
岐阜	929	令和4年12月21日
静岡	964	令和4年12月21日
愛知	901	平成30年12月16日
三重	952	令和4年12月21日
滋賀	965	令和4年12月31日
京都	986	令和5年1月27日
大阪	994	令和3年12月1日
兵庫	961	令和4年12月1日
奈良	891	令和3年12月29日
鳥取	859	令和4年12月17日
島根	882	令和4年12月18日
岡山	932	令和4年12月30日
広島	953	令和4年12月31日
山口	948	令和4年12月15日
徳島	942	令和4年12月21日
香川	942	令和4年12月15日
愛媛	947	令和4年12月25日
高知	793	令和元年12月29日
福岡	977	令和4年12月10日
佐賀	900	令和4年12月24日
長崎	864	令和3年12月29日
熊本	896	令和4年12月15日
大分	896	令和4年12月25日
宮崎	831	令和3年12月24日
鹿児島	842	令和3年12月17日

* 東京、神奈川、福井、愛知、大阪、奈良、高知、宮崎、鹿児島は、地域別最低賃金が適用

全国の特定最低賃金(産業別)最低賃金決定状況(秋田県特定最低賃金関係)

自動車製造業関係最低賃金決定状況

令和5年3月31日現在

都道府県名	時間額	発効日
秋田	938	令和4年12月25日
山形	919	令和4年12月25日
福島	916	令和4年12月24日
栃木	978	令和4年12月31日
群馬	965	令和4年12月29日
埼玉	1,013	令和4年12月1日
東京	838	平成24年2月18日
神奈川	855	平成25年3月1日
富山	960	令和4年12月25日
石川	971	令和4年12月31日
山梨	961	令和4年12月25日
岐阜	972	令和4年12月21日
静岡	995	令和4年12月21日
愛知	997	令和4年12月16日
三重	987	令和4年12月21日
滋賀	981	令和4年12月31日
京都	993	令和5年1月27日
大阪	998	令和3年12月1日
兵庫	1,034	令和4年12月1日
島根	951	令和4年12月28日
岡山	956	令和4年12月10日
広島	964	令和4年12月31日
山口	985	令和4年12月15日
福岡	987	令和4年12月10日
熊本	931	令和4年12月15日
大分	916	令和4年12月25日

※東京、神奈川、大阪は、地域最低賃金が適用

自動車小売業関係最低賃金決定状況

令和5年3月31日現在

都道府県名	時間額	発効日
青森	919	令和4年12月21日
岩手	903	令和5年1月1日
宮城	946	令和4年12月15日
秋田	897	令和4年12月25日
福島	922	令和4年12月18日
埼玉	1018	令和4年12月1日
千葉	922	平成30年12月25日
神奈川	842	平成23年12月21日
新潟	961	令和4年12月29日
富山	769	平成23年1月20日
愛知	943	令和2年12月16日
京都	939	令和4年1月26日
大阪	993	令和3年12月1日
兵庫	963	令和4年12月1日
奈良	892	令和3年12月29日
島根	932	令和4年12月11日
広島	958	令和4年12月31日
福岡	987	令和4年12月10日
大分	902	令和4年12月25日
宮崎	890	令和4年12月14日
鹿児島	902	令和4年12月22日
沖縄	770	平成30年11月18日

※千葉、神奈川、富山、愛知、京都、大阪、奈良、沖縄は、地域最低賃金が適用